

「久留米市子どもの貧困対策推進計画（素案）に対する意見募集」の結果について

令和2年2月27日（木曜日）から令和2年3月27日（金曜日）までの期間で、久留米市子どもの貧困対策推進計画（素案）に対する意見募集を実施し、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたのでご報告します。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しています。

1 意見件数 42件（2団体）

2 提出方法

方 法	人数・団体	件数
電子メール	1	21
郵 送	1	21
合 計	2	42

3 意見の内訳

区 分	件 数
第1章 子どもの貧困とその社会的影響	1
第2章 子どもの貧困対策の基本的な考え方	3
第3章 施策展開の方針と具体的な取組	30
第4章 推進体制	1
資料編	1
その他（計画全体に関する意見等）	6
合 計	42

4 意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

子どもの貧困対策推進計画(素案)に対する意見の概要及び市の考え方

第1章 子どもの貧困とその社会的影響

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
1	団体	P4	<p>「3 貧困の連鎖を断ち切る鍵」について、4行目から10行目を削除してほしい。</p> <p>さらに、貧困の連鎖を断ち切ることは、重要であるので、法律の範囲で、教育の機会均等、生活支援、経済的支援などあらゆる手段を講じて子どもの健やかな成長を保障していくという自治体の責務を述べてほしい。</p> <p>【理由】 自立する力は、本来親から子へ伝えられるとした考え方は、「子どもの貧困対策推進法」における国や自治体が施策を進めるという考えとは異なる。相対的貧困の環境にいる子どもたちが、非認知能力を身につけにくいことは重要な課題であるが、一般に使われないのでわかりやすく示していただきたい。</p>	<p>自立する力は、親以外の第三の大人との関わりの中でも伝達されることを記載しているものですが、趣旨が伝わるよう、次のように修正します。</p> <p>【修正後】 「自立する力は、様々な形で子どもに伝えられますが、伝達者は親だけでなく親族や近所の大人、学校の先生や施設職員の場合もあり、第三者による社会的相続の補完も有効だとされています。」</p> <p>また、自治体の責務については、第2章「4 施策推進の考え方」において記載しており、原案のとおりといたします。</p>

第2章 子どもの貧困対策の基本的な考え方

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
2	団体	P5	<p>「2 計画の位置づけ」について、図「主な関連計画」の中に「久留米市男女共同参画行動計画」を追加してほしい。</p> <p>【理由】 子どもの貧困対策は、例えばひとり親世帯の問題の解決など「久留米市男女共同参画行動計画」と関連付けることは特に重要であるため。</p>	<p>男女共同参画行動計画との連携・整合は必要であり、関連計画に含まれているものです。主な関連計画として記載することとします。</p> <p>【修正】</p>
3	団体	P6	<p>「4 施策推進の考え方(1)総合的な取組」について、「経済的支援」が掲げられています。」の後に「貧困には様々な社会的要因があることを踏まえ、子どもと保護者の意見を反映させることが盛り込まれました。」を追加してほしい。</p> <p>【理由】 今回の法改正では、政府の大綱に貧困状況の子どもや保護者らの意見を反映させることを明記し、貧困対策では背景に社会的要因があることを踏まえて取り組むよう求められている。</p>	<p>法では、国の子どもの貧困対策会議が大綱の案を作成するにあたり、貧困状況にある子どもとその保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずることが求められています。</p> <p>また、子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえた上で推進されなければならないとされており、それを踏まえ、第3章の1基本の方針の2つめに「貧困の背景には様々な社会的要因があることから」を加えます。</p> <p>【修正】</p>
4	団体	P6	<p>「4 施策推進の考え方(2)重点的な取組」について、調査で明かにひとり親(母子)世帯の貧困率(56.3%)の割合が突出しているのであれば、早急で、確実性のある取組が必要であるし、「ひとり親世帯」を明記すべきではないか。</p>	<p>子どもの生活実態調査の結果を踏まえた具体的な取組については、第3章の重点取組において記載しています。ひとり親家庭への支援についても明記していますので、ご指摘の部分については原案のとおりといたします。</p>

第3章 施策展開の方針と具体的な取組

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
5	団体	P7	<p>「1 基本的方針」について、 「…生まれ育った環境に左右されず」の後に 「子どもの権利条約の理念に基づき、子ども が心身ともに健やかに育成され、及びその 教育の機会均等が保障され、」を追加してほ しい 【理由】 法改正で新しく入った児童の権利条約の精神は書き 込む必要がある。また、「育った環境に左右されない」 ことは、「教育の機会均等を保障する」公教育の使命 だからこそ、学校がプラットフォームと位置付けられて いるのではないかと考えるため。</p>	<p>子どもの権利条約の精神にのっとり法で定めら れた基本理念を、市の施策の基本的方針として 掲げています(1 基本的方針の3つ目)。 また、第2章の子どもの貧困対策の目的におい て、教育の機会の均等を図ることが重要である ことを記載し、第3章の重点取組及び総合的な 取組においてその具体的な取組を掲げていま す。 計画の記載としては原案のとおりといたします。</p>
6	団体	P7	<p>「2 重点取組」について、具体的取組に以下 をつけ加えてほしい。 ①主任児童委員と学校、スクールソーシャル ワーカー及び保健師、NPO(食糧支援、母子 寡婦福祉会会員、Sぱーふるリボンなど)、行 政との連携。 ②ひとり親家庭日常生活支援の拡大と周知 支援者を地域に増やし、家庭に入って家事を 一緒にし生活力を身につけることは、子ども の自立と親との関係性を築くうえで非常に大 切。これに大きく予算をさいて欲しい。</p>	<p>①【取組4】において、「地域の子ども・子育て支 援活動団体・機関等のネットワーク構築」を具 体的取組として掲げておりますので、計画の記載 としては原案のとおりといたします。 ②養成講座を定期的実施するなど事業の充 実に取り組んでいきますので、4 総合的な取組 関連事業一覧に掲げる「ひとり親家庭日常生活 支援の実施」の事業内容を次のとおり修正しま す。 【修正前】 家庭生活支援員の派遣を行う。 【修正後】 家庭生活支援員を充実し派遣を行う。</p>
7	団体	P7	<p>第3章「2 重点取組 【取組1】子どもの生活 環境を改善する」について、 「その基本となるのは家庭であり、家庭環境 は子どもの健康や情緒の安定、人格の形成 などに大きく関係し、また、生活習慣は、非認 知能力の形成とも関連が大きい状況があり ます。」を削除してほしい。 【理由】 子どもにとって家庭は大きな役割を持つが、法定保護 者や家族、親の貧困が子どもの貧困の原因であるこ とから、子育て環境の支援が大切である。 「その基本になるのは家庭であり」という部分は、家庭 の責任を強調しており、親のいない子どもや別れて暮 らす子ども、様々な社会的な背景で環境が悪化してい る家庭に対する配慮が欠けている。</p>	<p>児童福祉法では、児童が「家庭」において心身 ともに健やかに養育されるよう、行政は保護者 を支援すること、また、家庭において養育するこ とが困難または適当でない場合にも、「家庭に おける養育環境と同様の養育環境」または「良 好な家庭的環境」が優先されるとされています。 こうした法の理念を踏まえて、取組を進めていき たいと考えていますので、計画の記載としては 原案のとおりといたします。</p>
8	団体	P7	<p>「2 重点取組 【取組1】子どもの生活環境を 改善する」について、 「子どもや家庭の困りごとの解決にむけた取 組や」の後に「児童虐待の防止及び」を追加 してほしい。 【理由】 児童虐待は経済的なものと関係して起こることが多い と言われているため。</p>	<p>経済的な課題は、児童虐待だけでなく、自殺や 健康問題など様々な問題の要因となっていま す。これらの問題は「子どもや家庭の困りごと」 に含まれていますので、特に児童虐待の防止だ けを追加して記載していないものです。こうした ことから、計画の記載としては原案のとおりと いたします。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
9	団体	P7	<p>第3章「2 重点取組【取組1】子どもの生活環境を改善する(3)保護者の就労・生活支援の充実」について、「…就労支援・生活支援を充実します。」の次に、「特に就労・就労継続支援(パソコン他技能習得等の講座)については、開催曜日や開催時間帯等に配慮し、一時保育も行います。」を追加してほしい。</p> <p>【理由】 えーるピアなどで技能習得のための講座が昼間の時間帯に実施されていることが多く、勤務時間と重なり受講できないという切実な声を聞く。就労継続・スキルアップになるよう、多様な形態の実施が望まれるため。</p>	<p>ひとり親サポートセンターの講習会では、就労している人も参加できるよう、夜間開催などを行っているところでは、就労支援の事業について、必要な人が受講しやすい環境となるよう今後も引き続き取り組んでいきます。ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘の部分は、主な取組の内容を記載しているものであり、原案のとおりといたします。</p>
10	団体	P7	<p>「2 重点取組【取組1】子どもの生活環境を改善する ○具体的取組」について、5つ目に「・要保護児童対策地域協議会との連携」「養育環境改善家事援助事業との連携」を追加してほしい。</p> <p>【理由】 「くるめ子どもの笑顔プラン」に明記されているように、児童虐待の防止には協議会を中心として、支援が必要な家庭の把握や適切な支援が実施されることを期待するため。</p>	<p>経済的な課題は、児童虐待だけでなく、自殺や健康問題など様々な問題の要因となっています。これらの問題は「子どもや家庭の困りごと」に含まれていますので、特に児童虐待防止に関する取組だけを追加して記載はしていないものです。</p> <p>こうしたことから、計画の記載としては原案のとおりといたします。</p>
11	団体	P8	<p>「2 重点取組【取組2】子どもの意欲や自己肯定感を高める(1)子どもの体験活動の機会を増やす」について、子どもは遊びが仕事、自分たちで仲間を作り、大人は口出ししない環境が必要ではないか。プレイパークなど、「ケガすることも経験できる場」「責任もって自分の体と向きあえる経験」こそが大切。四季の森ふれあい教室や子ども会を再構築し、自分たちでやりぬく力や楽しむ機会を作り、周知などに努めるべき。</p> <p>小学校やコミセンなど歩いていける所に「異年齢であそぶ場」がほしい。</p>	<p>子どもが自主的主体的に活動できる場や機会をもつことは、子どもの権利を保障し、生き抜く力を培ううえで重要なことであり、今後取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
12	団体	P8	<p>「2 重点取組【取組2】子どもの意欲や自己肯定感を高める」について、項目に「(4)子どもの権利条例づくり久留米市の実態に即した、子どもの権利条例づくりを進め、子どもがあらゆる差別を受けることなく、一人も取りこぼすことなく健やかに成長する権利を保障することを市民全体の取組として進める。」を追加してほしい。</p> <p>【理由】 久留米市での子どもの権利条約の認知度は低い。子どもの権利として施策を推進するためには、「子どもの権利条例」づくりを通して子どもの権利に対する認識を市民全体に広げ、施策に反映していくことが必要だと考えるため。</p>	<p>子どもに関わる施策全体において、子どもの権利を保障するという考え方を基本として進めることとしていますが、そのために、まずは、子どもに関わる関係者の理解促進の取組を行うこととしています。</p> <p>計画の記載としては原案のとおりといたします。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
13	団体	P9	<p>「2 重点取組【取組3】子ども・子育て世帯の孤立を防ぐ ○具体的取組 4つ目」について、 「地域の民生委員・児童委員などと連携した」を「地域の民生委員・児童委員、また、サポートできる人員を配置し、これらの委員と連携した」に変更してほしい。 【理由】 民生委員は児童委員を兼ねているが、近年は高齢者に関わることで非常に多忙を極めていると聞く。民生委員の役割は大きく、サポートできる人員を配置しなければ、子どもの問題は放置されかねないと思うため。</p>	<p>社会環境の変化などにより、民生委員・児童委員の役割はより重要なものとなっていると認識しています。行政をはじめ、地域コミュニティ組織や地域で活動する様々な団体、関係機関などと連携して取り組むことで、各主体がサポートし合う体制につながると考えており、ネットワークの構築を行うこととしています。 計画の記載としては原案のとおりといたします。</p>
14	団体	P9	<p>「2 重点取組【取組3】子ども・子育て世帯の孤立を防ぐ ○具体的取組」について、 ①「こども子育てサポートセンター」は機能しているとは思えない。 ②「同様の困りごと」とあるが、困りごとが深い家庭はコーディネーターが機能していないと相談できない。 相談窓口でたらいまわしにされないようコーディネーターと地域資源や主任児童委員、保健師、学校、NPOで情報を共有してつなげることを望む。</p>	<p>相談者に寄り添い相談内容を十分把握して、相談者の意図に沿った対応ができるよう、地域の支援団体や関係機関との連携した支援に努めています。 ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
15	団体	P9	<p>「2 重点取組【取組4】子どもの未来を支え合う体制を構築する (2)学校をプラットフォームとした支援体制の構築」について、 「…強化を図ります。」の後に「学校がプラットフォームとしての役割を果たすために、学校の教職員にもどんな支援があるのか関連事業について周知できるよう取り組みます。」を追加してほしい。 【理由】 学校がプラットフォームとしての役割を果たすためには、子どもの貧困及び社会資源に関する職員の研修が必要だ。子どもに日々接している教職員が、子どもの様子に目を配り、子どもや親に寄り添い、相談機関や地域のネットワークに繋ぐ役割を果たすことが求められているため。</p>	<p>今後、学校をプラットフォームとした支援体制の構築に取り組むとともに、子ども支援ガイドブックの活用や教職員の意識啓発を進めます。こうした取組については、具体的取組に記載していますので、原案のとおりといたします。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
16	団体	P9	<p>「2 重点取組【取組4】子どもの未来を支え合う体制を構築する ○具体的取組 2つ目」について、 「学校をプラットフォームとした支援体制の構築」に以下の具体的な項目を追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の無償化 ・子どもの相談窓口 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・学習支援体制 ・教育費の支援 <p>【理由】 今回の法改正で子どもの権利条約の精神に則りと明記された。これは、「困りごと」を抱える子どもへの救済から、子どもの権利として位置づけの転換を意味している。子どもの権利として教育の支援を受けられるように制度を整えていただきたいため。</p>	<p>ご提案の内容も含めて、ここでは「学校をプラットフォームとした支援体制の構築」と包括的に表現しています。 そのため、計画の記載は原案のとおりとし、その内容は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
17	団体	P9	<p>「2 重点取組【取組4】子どもの未来を支え合う体制を構築する ○具体的取組」について、 項目に「幅広い相談に対応できる専門スタッフ養成のための研修」を追加してほしい。</p> <p>【理由】 経済的貧困は、人を社会的孤立に追い込み、社会的な手続きも滞りがちになる。ひとり親の多くは、仕事に追われ、相談する時間的・精神的余裕もない。手続きへの同行、見守り支援など様々な相談に対応できる人材が地域に必要である。</p>	<p>子どもに関する機関や団体等が、困りごとを抱える家庭を支援につなげることができるよう、ネットワークの構築や子ども支援ガイドブックの活用などの取組を進めるとともに、関係者の研修にも取り組むこととしています。 計画の記載としては原案のとおりとし、ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
18	団体	P9	<p>「2 重点取組【取組4】子どもの未来を支え合う体制を構築する」について、 学校をプラットフォームにするためには、不登校の子ども達の家庭環境をしっかりと把握して、適切な解決方法を個別に考えるチーム作りが欠かせないと思う。 なぜ学校へ行けないかの調査を行ってはどうか。高校中退の理由など家庭状況から見えてくるものはたくさんあると思う。</p>	<p>ご意見として承るとともに、学校との連携のもと不登校の予防と解消に向けて取り組んでまいります。</p>
19	団体	P9	<p>「2 重点取組【取組4】子どもの未来を支え合う体制を構築する」について、 SNSの最大活用及び地域のコーディネーターの育成(主任児童委員や保健師)を早急に行う。</p>	<p>ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
20	団体	P10	<p>「3 子どもの貧困対策に関する指標」について、 指標の目標が↓↑では指標としてはあまりにも大まか過ぎる。いつまでにどれだけの数値にするという設定にしないとそれぞれの施策効果を測ることはできないと考える。</p>	<p>今回の計画では、指標の目標として、数値ではなく改善することを目標として取組を推進し、施策効果を確認することとしていますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
21	団体	P10～ P17	<p>「4 総合的な取組関連事業一覧」について、掲載されている事業は既存の事業ばかりだが、これまでの事業・取組で解決しないからこそ、久留米市での課題解決に向けた具体的な新規事業が必要と考える。特に貧困の多いシングルマザーのカギを握るのは就労問題であり、特に早急な取組を求める。特に親への支援は早急に必要と考える。</p> <p>【理由】 計画の効果を出すためにも、新たな事業、特に正規雇用につなげるような就労支援が必須だと考える。また、子どもの貧困は親の貧困であり、保護者への学習の機会や場所の提供等も必要だと考える。</p>	<p>一覧に掲げている事業については、子どもの生活実態調査結果や様々なデータ等をもとに、新たな視点からの充実や見直し等を行いながら取り組んでいくこととしています。</p> <p>ご指摘の内容も踏まえながら、今後の取組を進めていきます。</p>
22	団体	P10～ P17	<p>「4 総合的な取組関連事業一覧」について、表に「担当課名」を記入してほしい。</p> <p>【理由】 市民、団体、事業者が事業についての意見や疑問等を確認する、また相談する場合等に担当部署をはっきりさせておくことが必要であるため。</p>	<p>子どもの貧困対策は市全体として取り組む課題であり、各事業についても部局連携して横断的に取り組む必要がありますので、担当課名は記載しておりません。</p>
23	団体	P10	<p>「スクールソーシャルワーカー活用事業」について、「…課題解決を図る。」の後に「また、問題を抱える児童・生徒に関わる適正な人員配置を行う。」を追加してほしい。</p> <p>【理由】 少数のスクールソーシャルワーカーが教育委員会に在席し依頼があつて動くのではなく、各学校に配置され児童・生徒と日常的に接触し、子どもの背景を専門的につかむことが大切だと考えるため。</p>	<p>子どもの困りごとの早期発見、早期対応の視点から、スクールソーシャルワーカーの体制を検討する必要がありますが、事業内容の記載としては、原案のとおりといたします。</p>
24	団体	P11	<p>「スクールカウンセラー活用事業」について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①そもそも学校、勉強が楽しいと思える環境なのか。 ②将来的に労働できる、働くことの意義が見い出せる学力をつけるために家庭環境を知り、地域へつなげてほしい。 ③学校の先生だからこそ「生きていて楽しい」と思う大人であってほしい ④養護教諭の活用も必須ではないか。朝ごはんを食べていない子はあきらかに体調を悪くしている。その把握も学校ごとにはいるのではないか。 	<p>令和2年度からスタートした久留米市教育振興プランでは「学びをつなぐ授業」「楽しい学校」「笑顔の先生」等を重点として掲げ、教育施策を進めていくこととしております。ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
25	団体	P11	<p>「小中学校学力アップ推進事業」について、違う意見を言うと仲間外れにされる現状、同調圧力をとりのぞかないとのびのび学べないのでは。学校の体質自体どうなのか。</p>	<p>令和2年度からスタートした久留米市教育振興プランでは「学びをつなぐ授業」「楽しい学校」「笑顔の先生」等を重点として掲げ、教育施策を進めていくこととしております。ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
26	団体	P11	「久留米市奨学金」について、重点項目だと思う。働いても久留米では年収240万くらい(女性の貧困)である。高等学校は修学旅行などお金がかかるため、奨学金で安心して勉強してほしい。高等学校へ行って学び抜く力、生涯学びつづける力を身につけてほしい。	久留米市の実態に即してまとめた4つの重点取組(P7～P9記載)に該当しない事業であるため、「4 総合的な取組関連事業一覧」の重点取組欄に○がついていないものです。久留米市奨学金については、今後も継続して取り組んでいきます。
27	団体	P12	「(1)保護者の妊娠・出産、子どもの乳幼児期における支援」について、非正規雇用など女性が働いても貧困がまだ解決できていない。育児休業100%を久留米は目指してほしい。取得率100%の企業にはふるさと納税のポイントや広報するなどメリットを感じてもらおう政策をとる。多くの祖父母が、共働き家庭を丸がかえしている状況(保育園の送迎、夕食作り、病児対応)。男性が子育てでできにくい環境が進んでいるように思える。	女性の雇用問題や育児休業取得、ワーク・ライフ・バランス等の課題については、企業等への啓発を今後も引き続き行っていきます。ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	団体	P12	「妊娠期・出産後の健康教育・相談」について、訪問を拒む家庭の訪問をする際、フードバンクを利用した食材支援や子ども食堂の案内をしてはどうか。	ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
29	団体	P13	「学童保育事業」について、当団体では、学童保育所で長期休暇中にカレーライスやおにぎりのみそ汁作りを行っている。「自分で作る」ことは小学1年生からでも十分に意欲を育める活動であると思っている。全学校で行えないかと思っており、そのためには地域の方やPTAの協力が必須であり、調理室の貸出や公民館利用のハードルを低くしてほしい。	ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	団体	P14	「母子・父子自立支援員による相談、情報提供」について、訪問して相談にのる形にしてほしい。	ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
31	団体	P14	<p>「子ども食堂事業」について、 昨年子ども食堂のワークショップを行った時 に出た意見課題への支援がほしい。(以下)</p> <p>①久留米市の温かいざっくりした手厚い経済的援助 ②コミセンの開放 ③先進の子ども食堂(市内)のリーダーのアドバイス育成する機会 ④広報支援 ⑤食材の安定供給 ⑥空き家の無料貸出(NPOへの)</p>	<p>地域の皆様が子ども食堂に取り組みやすい環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。 ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
32	団体	P15	<p>「住宅支援、住居確保給付支給事業」について、 2つの事業は重点取組に加えてほしい。</p> <p>①家賃の補填をして欲しい。稼ぎがそのまま家賃に吸いとられている。 ②家探しは困難を極める。保証人の問題などもある。行政が間に入ってもっとスムーズに借りられるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
33	団体	P15	<p>「(1)保護者の就労支援」について、</p> <p>①職業訓練として、SNSの最先端(ZOOMなど)の使い方を学べるようにして欲しい。 ②インターンシップなどのあっせんも必要だと思う。 ③社会福祉士など自立支援給付金を受けられる指定講座を広げてほしい。 ④働き続けられる環境とはどういうものか、ひとり親のニーズ調査など調査がいるのではないか。</p>	<p>ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
34	団体	P17	<p>「子ども支援ガイドブックの作成」について、 活用できるのか疑問。作成より、様々な機関の「人」が情報共有の機会を作ることの方が「チーム」として貧困対策へとつながるのではないかと思う。</p>	<p>子ども支援ガイドブックは、子どもや子育て家庭に関わる方が子どもや家庭を必要な支援につなぐために活用いただくものです。また、団体や機関等のネットワーク化にも取り組むこととしています。</p>

第4章 推進体制

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
35	団体	P18	<p>「1 計画の推進体制」について、 「…ていくためには、行政だけでなく、」の後に「当事者である子どもたち自身から意見を聴き、」と追加してほしい。</p> <p>【理由】 当事者として子どもの意見を聴く機会は、ほとんどないと言える。子どもの意見表明権を保障することを基本方針として明記していただきたい。</p>	<p>取組を進めるにあたっては、当事者の意見を聞く機会を設けることも検討する必要があると考えていますが、実施するにあたっては、その方法等を十分に検討する必要があります。 計画の記載としては原案のとおりといたします。</p>

資料編

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
36	団体	P24	次回子どもの生活実態調査を行う際は、回収率が高くなるような方法で行ってほしい。	ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

その他

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
37	団体	—	「子どもの貧困対策推進会議」のメンバーを計画に掲載してほしい。	【修正】 子どもの貧困対策推進会議設置要綱及びメンバーは計画に掲載します。
38	団体	—	「教育の支援」等いろいろな支援が適切に利用できるように、関係機関に周知徹底を図り、市役所内での丁寧な対応・同行支援を行ってほしい。 【理由】 制度を知らない人、自分から制度理解も制度申込みできない人がいる。 地域、学校で、どんな制度・支援につなげられるかを把握できるのが一番良い。また、相談者が市役所内の課をたらい回しにされないように、丁寧な対応をしてほしい。	支援制度とその窓口等を掲載した子ども支援ガイドブックを、市役所内はもちろん、学校、保育所、幼稚園、認定こども園、民生委員・児童委員、地域コミュニティ組織など、関係する団体や機関等に配布し、支援や窓口につないでいただくようにしています。 丁寧な対応に努めていきます。
39	団体	—	この計画には項目だけが並んでいて自分たちで何をすることができない。市民ボランティアに丸投げするつもりではないか。 また、現在の市の施設を活用せずに減らすことばかり考えている。支援を必要とする人を切り捨てているのでは。母子生活支援施設からも追い出して、入れ替わりを制限しているのでは。どんどん人がいなくなっている。問題が解決した結果とは思えない。	子どもの貧困対策は、行政、地域が連携し、それぞれの役割を果たしながら取組を進めていく必要があります。地域のネットワークの構築を進め、連携して取り組んでいきたいと考えています。 母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく施設であり、入所等の事務についても同法の規定等により実施しているところです。したがって、入所(入れ替わりを含む。)制限等は行っておりません。 また、本市が入所させている方の退所の判断に当たっては、入所者と面談等を実施し、自立した生活をおくることができると認められる場合などに退所を認めることとしており、本市が合理的な理由もなく一方的に退所の判断をするようなことはありません。

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え
40	団体	—	<p>久留米市の職員は非正規が増えている。市ができるはずの安定した雇用の場を減らしている。</p> <p>①保護者の就労支援が不安定な低賃金雇用になっている。</p> <p>②1年契約でようやく仕事に慣れた人を、次々と入れ替えている。人数だけいても、仕事内容が多岐にわたりこれでは対応が十分にできない。</p>	<p>①久留米市の非常勤職員等につきましては、令和2年4月から施行された改正地方公務員法等に基づき、期末手当(賞与)の支給をはじめとした処遇改善を図っております。</p> <p>②補助的業務等に従事する会計年度任用職員は、地方公務員法により一会計年度を超えない範囲内で任用されるものです。なお、任用に関する基本ルールはありますが、一定期間内での再度の任用が可能となっております。</p> <p>ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。</p>
41	団体	—	<p>子ども食堂について、市民団体の活動支援として場所の提供が最も金がかかり大変なのに冷蔵庫や食材支援などしか補助対象としていない。しかも領収書と帳簿付けが必要である。</p> <p>これでは、子ども食堂を安定的に増やすことはできない。(帳簿付けだけに人手がかかる)</p>	<p>子ども食堂の運営費補助では、会場借上料も補助対象となっています。</p> <p>市の補助金を活用される場合、対象、金額について適正に処理されているか確認する必要があります。</p> <p>領収書等が必要となります。</p> <p>ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
42	団体	—	<p>行政支援からはずれた方などをフードバンクや子ども食堂につなげるしくみを構築してほしい。</p>	<p>ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>